



# 4月から保育所などの利用者

# 負担額(保育料)が変わります



行田市特定教育・保育施設利用者負担額表 保育認定(2号認定および3号認定)

在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)				
階層	定義	2号(満3歳以上児)		3号(満3歳未満児)		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
B	市民税非課税世帯(市民税所得割非課税世帯を含む)	0円	0円	0円	0円	
C1	A階層を除き、現年度分市民税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 5,000円未満	7,500円	7,300円	9,500円	9,300円
C2		5,000円以上 30,000円未満	8,500円	8,300円	10,500円	10,200円
C3		30,000円以上 48,600円未満	10,100円	9,800円	11,500円	11,200円
C4		48,600円以上 60,000円未満	13,000円	12,700円	15,000円	14,700円
C5		60,000円以上 76,000円未満	17,000円	16,600円	18,900円	18,500円
C6		76,000円以上 97,000円未満	20,500円	20,000円	22,800円	22,300円
C7		97,000円以上 114,000円未満	24,300円	23,800円	26,700円	26,100円
C8		114,000円以上 130,000円未満	24,700円	24,200円	31,500円	30,800円
C9		130,000円以上 169,000円未満	25,200円	24,600円	35,700円	34,900円
C10		169,000円以上 225,000円未満	25,700円	25,100円	43,900円	43,000円
C11		225,000円以上 258,000円未満	25,900円	25,300円	47,500円	46,500円
C12		258,000円以上 301,000円未満	26,100円	25,500円	49,900円	48,900円
C13		301,000円以上 330,000円未満	26,500円	25,900円	52,200円	51,100円
C14		330,000円以上 361,000円未満	26,800円	26,200円	52,900円	51,800円
C15		361,000円以上 397,000円未満	27,000円	26,400円	53,400円	52,300円
C16		397,000円以上	27,500円	26,900円	55,000円	53,900円

行田市特定教育・保育施設利用者負担額表 教育標準認定(1号認定)

在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層	定義		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き、現年度分市民税額の区分が次の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯(市民税所得割非課税世帯を含む)	0円
C1		所得割課税額 77,100円以下	13,700円
C2		211,200円以下	17,500円
C3		211,201円以上	22,000円

4月から「子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」)」がスタートします。新制度では、就学前のお子さんが保育所など(保育所、新制度の幼稚園、認定こども園など)を利用するための料金について、国が定める基準額を上限に市が定めることとなり、このたび、本市における利用者負担額(以下「保育料」)が決まりましたので、お知らせします。なお、詳細については子育て支援課へお問い合わせください。

**【主な変更点】**  
 ・保育料を決定する基礎税額が、所得税から個人市民税(住民税)へ変更されます。  
 ・個人市民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯の保育料は無料となります。  
 ・保育料の最高額を6万円から5万5千円へ引き下げ、全階層の保育料の見直しを行いました。



▶お問い合わせ 同課保育担当(内線263)

## 行田市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する意見を募集します

子どもや子育てに関するさまざまな課題に対応するため、「子ども・子育て支援法」が平成24年8月に制定されました。市では、同法に基づき、本市の子育て支援の方策などについて定め、子育て支援を計画的に実施する「行田市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。このたび、計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

▼意見募集期間 2月23日(月)まで

▼閲覧場所 子育て支援課、市政情報コーナー、南河原支所(開庁時間内に限り可)  
 ※市ホームページからも閲覧可

▼意見提出方法 住所、氏名、電話番号を明記の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市子育て支援課【FAX】5561-3551  
 【Eメール】kosodate@city.gyoda.lg.jp

▼問い合わせ 同課子育て支援担当(内線292)



## 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)に対する意見を募集します

市では、老人福祉法および介護保険法に基づき、高齢者の生活支援事業や介護保険事業などを一体的に定めた計画の策定(更新)を行っています。

このたび、計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

▼意見募集期間 2月26日(木)まで

▼閲覧場所 高齢者福祉課、市政情報コーナー、南河原支所(開庁時間内に限り可)  
 ※市ホームページからも閲覧可

▼意見提出方法 住所、氏名、電話番号を明記の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市高齢者福祉課【FAX】564-3770  
 【Eメール】kourei@city.gyoda.lg.jp

▼提出された意見について 個人を特定できないように編集し、概要を公表します。また、意見に基づいて修正した場合は、その内容を公表します。なお、個別には回答しません。

▼その他 □頭での受け付けはできません。

▼問い合わせ 同課介護保険担当(内線277)